

議案第30号

米原市漁港管理条例および米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例について

米原市漁港管理条例および米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正により法律名が改められることに伴  
い、条例に規定されている同法の名称を変更するため、この案を提出するものである。

米原市漁港管理条例および米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部  
を改正する条例

(米原市漁港管理条例の一部改正)

第1条 米原市漁港管理条例（平成17年米原市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年米原市条例第35号）

の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

米原市漁港管理条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する磯漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する磯漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・引用している法律名の改正</p>

米原市風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p>（19） <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設または同条第2号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>（20）～（33） 略</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p>（19） <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設または同条第2号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>（20）～（33） 略</p>	<p>・引用している法律名の改正</p>